

新聞公告

平成 29 年 2 月 1 日（水）掲載

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

この度、追加型証券投資信託「大和住銀ライフプラン・外国債券」について、信託財産の純資産総額が信託約款に定められた金額を下回っているため、信託約款の規定に基づき、平成二十九年四月十日をもって信託を終了する予定ですのでお知らせします。

この信託の終了に関して、ご異議のある受益者は、平成二十九年二月一日から平成二十九年三月七日までに、ファンドの委託者である当社に対し、書面をもってその旨をお申し出ください。この期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が、平成二十九年二月一日の当該信託契約に係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り平成二十九年四月十日をもって信託を終了いたします。この場合、ご異議のお申し出をされた受益者は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社を買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。）で、当社所定の手続きに基づいて、ファンドの受託会社に対し、平成二十九年三月十五日から平成二十九年四月三日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

平成二十九年二月一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号  
大和住銀投信投資顧問株式会社